平成10年2月9日 須崎市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、須崎市情報公開条例(平成9年須崎市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公開請求書)

第3条 条例第8条第1項の規定による請求は、公文書公開請求書(別記様式第1号)により行うものとする。

(公開可否の決定等の通知)

- 第4条 条例第9条第2項の規定による公開可否の決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。
  - (1) 公文書の全部を公開する場合 公文書公開決定通知書(別記様式第2号)
  - (2) 公文書の一部を公開する場合 公文書一部公開決定通知書(別記様式第3号)
  - (3) 公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書(別記様式第4号)
- 2 条例第9条第3項の規定により、公開可否の決定期日を延期するときは、公文書公開決定延期通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(閲覧の方法等)

- 第5条 条例第10条第2項の規定による公文書の閲覧又は写しの交付は、市長が指定する 日時及び場所において行うものとする。
- 2 公文書の閲覧をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 市長は前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲覧を中止 させ、又は禁止することができる。

(写しの交付に要する費用の納付)

第6条 条例第11条第1項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(目録等の整備)

第7条 条例第14条の規定による文書の目録その他公文書の検索に必要な資料は、公文書 目録とし、総務課及び事務担当課に備え置くものとする。

(運用状況の公表)

- 第8条 条例第15条の規定による運用状況の公表は、広報「すさき」に、次に掲げる事項 について前年度の運用状況をまとめて行うものとする。
  - (1) 公開請求の状況
  - (2) 公開・非公開の状況
  - (3) その他必要な事項

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 14 号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月28日規則第11号) この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成19年12月27日規則第24号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年9月30日規則第19号) この規則は、平成22年10月1日から施行する。 附 則(平成28年4月1日規則第26号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)	
	公文書公開請求書 年月日
須崎市長 様	4 Я п
	(〒 一 ) 住 所
	氏 名
須崎市情報公開条例第8条 す。	電話番号[ 法人その他の団体にあっては、その名称、所 在地及び代表者の氏名 第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求し
1 請求する公文書の内 容又は件名	
<ol> <li>公開の区分(希望する 方法を○で囲んでく ださい。)</li> </ol>	<ul><li>(1) 閲覧</li><li>(2) 写しの交付(郵送希望)</li></ul>
3 請求目的	
※4 事務担当課	(電話番号
※5 受付年月日	年 月 日
※6 受理年月日	年 月 日

- 注1 請求する公文書の内容又は件名及び利害関係の内容については、できるだけ具体的 に記入してください。 2 ※印の欄は、記入しないでください。

# 別記様式第2号(第4条関係)

_																
				公	文	書	公	開	決	定	通	知	書	AMI		
														第年	FI	号日
														44-	Н	П
			様													-
											13	須斯	帝市長			FI
	年	月	日付で	請求	この	あり	ま	Lt	と公	文	替の	公	期につき	ましては	、須	崎市情報

年 月 日付で請求のありました公文書の公開につきましては、須崎市情報 公開条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公開することと決定したので通知しま す。

1 請求書の受理年月日	年 月 日
2 公開請求に係る公文 書の内容等	
3 公開の日時及び場所	年 月 日午前 午後     時から       午前 午後     時までの間に( )に       お越しください。
4 事 務 担 当 課	(電話番号
5 備 考	

- 注1 指定された日時で御都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務担当課ま でご連絡ください。
  - 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書をご提示ください。

## 別記様式第3号(第4条関係)

公文書一部公開決定通知書			
	第年	月	号日
様	,		-
須崎市長			印

年 月 日付で請求のありました公文書の公開につきましては、須崎市情報公開条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

1 請求書の受理年月日	年 月 日
2 公開請求に係る公文書の内容等	
3 公開の日時及び場所	年 月 日午前 午後     時から       午前 午後     時までの間に( )に       お越しください。
4 公開することができ ない部分及び理由	(1) 公開することができない部分の概要 (2) 須崎市情報公開条例第6条第1項第 号 に 該当 (理由)
5 非公開部分の公開で きる見込み	
6 事 務 担 当 課	(電話番号 )
7 備 考	

# (審査請求)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、須崎市長に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え)
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に、須崎市を被告として(訴訟において須崎市を代表する者 は須崎市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。 (請求等の期限)
- 3 上記1や上記2の期間(以下「請求等の期間」といいます。)が経過する前に、この処分 があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取 消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、請 求等の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審 査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 別記様式第4号(第4条関係)

	公文書非公開決定通知書	第年	月	号日
様	須崎市長			印

年 月 日付で請求のありました公文書の公開につきましては、須崎市情報 公開条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公開することができないことと決定し ましたので通知します。

1 請求書の受理年月日	年 月 日
2 公開請求に係る公文 書の内容等	
3 公開することができ ないと決定した理由	須崎市情報公開条例第6条第1項第 号に該当 (理由)
4 将来の公開の見込み	
5 事務担当課	(電話番号 )
6 備 考	

## (審査請求)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、須崎市長に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え)
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して6か月以内に、須崎市を被告として(訴訟において須崎市を代表する者 は須崎市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。 (請求等の期限)
- 3 上記1や上記2の期間(以下「請求等の期間」といいます。)が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、正当な理由があるときは、請求等の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

# 別記様式第5号(第4条関係)

				年	月	日
	様	See Auto	士巨			ලෙබ
		須崎	巾長			印
	年 月 日付で	請求のありました公文書の公開	[につき]	ましては	、須崎	奇市情報
		に基づき、次のとおり公開可否	の決定	を延期し	たのっ	で通知し
9	きす。					
	1 請求書の受理年月日	年	月	月		
	2 公開請求に係る公文 書の内容等					
	3 延期の理由					
	4 決定することができ					
	る期日					
	5 事 務 担 当 課					
	5 事 務 担 当 課		(報	話番号		)
			(16	DIM A		-4
	6 備 考					

公文書公開決定延期通知書

第 号